

1. 令和2年度税制改正要望について

- 令和2年度の税制改正要望、特に証券税制については、資産形成を支援する環境を整備する観点から、
 - ① NISA制度の恒久化・期限延長、及び、利用促進・利便性向上、簡素で中立的な投資環境を整備する観点から、
 - ② 金融所得課税の一体化、
 - ③ 上場株式等の相続税評価に係る見直し等を重点項目として要望したところである。
- 資産形成については、個々人が各々の収入・貯蓄の状況やリスク許容度を踏まえて行うことが基本であるが、安定的な資産形成を進めていく上では、NISA制度は極めて重要な制度であり、これまで官民一丸となって普及を進めてきたところ。こうした中、NISA制度を国民にとってよりよい制度とするため、本年度においてもNISA制度の恒久化を要望しており、特に「つみたてNISA」については、20年間のつみたて期間が確保されるよう、制度期限の延長を求めているところ。
- 更に、NISA制度の利用促進と利便性向上の観点から、つみたてNISA奨励金の非課税措置、及び、NISA口座の手続書類の電子化を要望した。
- 簡素で中立的な投資環境を整備する観点からは、金融所得課税の一体化、すなわち、金融商品に係る損益通算の範囲をデリバティブ取引等まで拡大すること、及び、上場株式等の相続税評価に係る見直しとして、相続時以前の3か月間の月平均額に加え、課税時期の前年の年平均株価と、課税時期の属する月以前2年間の平均株価で評価が可能とするよう要望したところ。
- 税制改正については年末に向け議論が本格化していくところ、業界の皆様におかれても引き続きのご協力をよろしくお願いしたい。

2. 顧客本位の業務運営の浸透・定着について

- 金融庁において、2017年3月に、金融事業者が顧客本位の良質な金融商品・サービスの提供を競い合うように促すべく、「顧客本位の業務運営に関する原則」（以下、「原則」）を公表した。また、原則を採択した事業者には、顧客本位の業務運営を客観的に評価できるようにするための成果指標（KPI）を公表するよう働きかけを行ってきたところ。
- 「原則」の公表以降、本年6月末時点で、1,679の金融事業者が「原則」を採択し、そのうち自主的な成果指標（KPI）を公表した会社は668社、比較可能な共通KPIを公表した会社は281社となっており、それらを公表している事業者は着実に増加している。
- 一方、19年6月現在、「原則」採択から一定期間（1年以上）経過しても、取組成果（自主的なKPIや共通KPI）を未公表の事業者は全体の約5割となっており、金融庁においては、「原則」の形式的な取組みに留まることなく、実効性のある取組みが実践されるよう、金融機関の好事例の取組みの紹介や共通KPIの時系列分析結果の公表等により、更なる普及・浸透を図り、金融機関の取組みの「見える化」を促進して参りたい。
- また、金融庁では本年8月28日に「投資信託等の販売会社における顧客本位の業務運営のモニタリング結果について」を公表したところ。結論として、一昨事務年度同様、「平均保有期間の長期化」などの成果が窺われる事例と「ネット系証券を除いた販売会社における投資信託の販売額・残高の減少」などのあまり成果が見られない事例が混在しており、顧客本位の取組みが道半ばにある状況が続いている。
- 今事務年度の方針として、顧客本位の良質なサービスを提供し、顧客の最善の利益を図っているかについて、金融機関の営業現場における顧客宛提案等の実態や、本部における管理の状況についてモニタリングを行ってまいりたい。

3. Brexit 情勢を踏まえた対応について

- 英国における新首相の任命、新内閣の組成に伴い、Brexitを巡る情勢は大きく変化し、先行きは一層不透明感を増しており、10月末まで

に移行期間なきまま離脱する「合意なき離脱（No Deal）」となる可能性も排除できない。

- このように情勢は極めて流動的ではあるが、各社におかれては、引き続き感度高く情報収集を進めていただくとともに、これまでのリスク認識の見直しや新たなリスクの洗い出し、その備えなどに漏れがないか再確認するなど、万全な体制で臨んでいただくようお願いしたい。また、仮に無秩序な Brexit となった場合には、金融市場に相応の影響が生じることが予想されることから、そうした市場の急変動を注視して、必要な対応を機動的に行っていただくようお願いしたい。
- 当庁としても、英国当局を始め、関係当局と密に連携をとり、最新の動向や想定されるリスクについて情報収集に努めているところ。有益な情報があれば随時還元させて頂く。

4. 令和元事務年度のモニタリングについて

- 今事務年度の証券会社へのモニタリング方針の関係では、8月28日に実践と方針を公表し、9月6日に証券モニタリング基本方針を公表させていただいた。今事務年度も証券等取引監視委員会と連携してモニタリングを行わせていただく。

5. 暗号資産を組入れた金融商品について

- 先の通常国会において、資金決済法等一部改正法案が成立した。
- 今後、暗号資産等を投資対象とする金融商品が組成されることも予想されるが、暗号資産への投資については、投機を助長しているとの指摘もあり、当庁としては、暗号資産関連の金融商品の組成・販売には慎重に対応すべきであると考えている。
- 特に、投資信託については、有価証券等の投資を容易にすることが必要な資産、いわゆる「特定資産」に対する投資を主として行うことを目的とするものであること、また、税制優遇措置など広く一般投資家向けの資産形成商品として位置付けられていることは皆さまご承知のとおり。

当庁としては、

- ・ 非特定資産への投資を目的とする投資信託の組成は適切ではないこと
- ・ 主たる運用目的以外の資産へ投資する場合でも、特定資産のリスクに比べて価格変動や流動性等のリスクが高い非特定資産等に投資するような投資信託の組成は適切ではないこと
- ・ リスクの低い非特定資産等が含まれる場合であっても、非特定資産を連想させるような名称を投資信託に付すべきではなく、非特定資産への投資を強調して勧誘すべきではないこと
- ・ 投資家が非特定資産等の保有リスクを負う場合には、十分に説明の上、顧客の理解度を確認するとともに、理解度が不十分な顧客に販売すべきではないこと

等について監督指針等で明示していくことを検討してまいらる。

つきましては、各社におかれては、投資信託制度の趣旨を踏まえたプリンシプルベースでの対応をお願いいたします。

(以 上)